海岸漂着物対策推進会議(第6回)

海岸漂着物対策推進会議(第6回)

平成27年6月19日(金)14:00~14:32

環境省 第1会議室

議事次第

【議題】

- 1. 漂流・漂着ごみ対策関連予算について
- 2. 海洋ごみに関する国際協力の推進について
- 3. その他

【資料一覧】

資料1 海岸漂着物対策推進会議の設置について

資料 2 漂流・漂着ごみ対策関連予算

資料3 海洋ごみに関する国際協力の推進について

参考資料 1 海岸漂着物処理推進法

参考資料 2 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針

参考資料3 G7首脳宣言抜粋

参考資料 4 環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画(仮訳)

参考資料 5 海洋ごみの現状 (平成26年度調査結果) について

参考資料 6 海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 それでは、定刻となりましたので、第6回海岸漂着物対策推進会議を始めさせていただきます。

本日は足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は本日、事務局を務めさせていただきます、環境省海洋環境室の坂本でございます。よろ しくお願いいたします。

まず、本日の配付資料をご確認くださいませ。

議事次第のほうにございますけれども――まずは出席者名簿でございます。失礼いたしました。出席者名簿が一番初めについております。次に、座席表でございます。次に、議事次第が皆様のお手元にございます。

そして、資料1となります。そして、資料2、そして、資料2の別紙1、そして、資料2の別紙2、 そして、資料3となります。そして、参考資料1、参考資料2、そして、参考資料3-1、英文でご ざいます。そして、参考資料3-2、同じく英文でございます。そして、参考資料3-3がございま す。仮訳抜粋でございますが。そして、参考資料4-1、そして、参考資料4-2がございます。そ して、参考資料5。そして、参考資料6となりまして、以上でございます。

不足等があれば、事務局のほうにお申し出いただければと思います。ございますか、皆さん。 それでは、本日、議長であります、環境省の水・大気環境局長の三好よりご挨拶申し上げま す。

○三好水・大気環境局長 環境省の水・大気環境局長の三好でございます。

お忙しい中、推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。関係各省庁におかれましては、日ごろから海岸漂着物処理推進法の理念に基づきまして、海岸漂着物対策の推進にご尽力をいただいていることと存じます。

海岸漂着物に関しましては、平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が制定されまして、翌年3 月に基本方針が閣議決定されて以来、各都道府県にあっては法律と基本方針に基づきまして地域計画を作成し、海岸漂着物対策を推進してきていただいているところでございます。

また、海洋ごみ問題の最近の動きといたしましては、G7の首脳宣言に盛り込まれるなど、国際的にも大きな課題として認識されてきておりまして、そういう面からも、関係省庁の皆様と 一丸となって取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

本日は、関係省庁の皆様から平成27年度の漂流・漂着ごみ対策関連予算についてご報告いた

だくとともに、その後、環境省から海洋ごみの国際的な協力の推進につきましてご報告させて いただきたいというふうに思っております。

関係省庁の皆様には、今後とも、海岸漂着物問題に関しましてご尽力いただきますように改めお願い申し上げまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 三好局長、ありがとうございました。

次に、議題1の漂流・漂着ごみ対策関連予算につきまして、初めに各省の予算の総括について、事務局からご説明申し上げます。

○事務局 それでは、資料2、平成27年度漂流・漂着ごみ対策関連予算(総括)という資料を ご覧ください。

上から順に説明させていただきます。

まず、農林水産省様、18億3,700万円プラス818億5,000万円の内数の予算を措置していただいております。

経済産業省様、3億円の内数を措置していただいております。

国土交通省様、2,314億1,100万円プラス7,947億700万円の内数の予算を措置していただいて おります。

気象庁様は予算措置なしでございます。

海上保安庁様、予算措置なしでございます。

弊省におきましては、6億9,500万円プラス393億6,000万円の内数を措置させていただきました。

また、国土交通省様、農林水産省様、<u>海岸4省庁</u>の方々におかれましては、災害関連事業の内数の予算を措置していただいております。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 よろしゅうございますか。

それでは、各省庁の予算につきまして、各省庁からご説明いただければと思います。

まず初めに、林野庁様、よろしゅうございますか。

○高柳治山課課長補佐 農林水産省林野庁でございます。

資料2別紙1のほうに記載いただいておりますけれども、当庁のほうからは治山事業の災害に強い森林づくりの推進ということで登録させていただいております。

内容につきましては、そこに書いてございますけれども、治山施設の設置等と併せ、流木の 発生原因となる渓流に堆積する危険木の除去等の対策を計画的かつ一体的に実施することによ り、流木に起因する災害の未然防止を図るという事業の内容になってございます。

具体的なイメージでございますけれども、資料2の別紙2の2ページ目にありますけれども、この中の左側の中段でございますが、流木防止対策の推進ということで枠で囲ってございます。その枠の中の右のほうでございますけれども、写真にございますように、森林の崩壊を防ぐための荒廃森林の整備ですとか、今度は左のほうになりますけれども、治山ダムの流木防止施設の付加等の施設整備、それから、渓流内に堆積した危険木の除去等、こういった一連の取り組みを流木防止総合対策ということで予算につきましても重点的に取り組ませていただいているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、水産庁さん、よろしくお願いします。

○高瀬漁場資源化生態保全室長 水産庁の漁場資源課でございます。よろしくお願いいたします。

水産庁からは、先ほどの資料2、総括表の2、3、4の部分について、ご説明いたします。別紙2の詳細版の資料でいうと、3ページからとなります。

まず、1つ目ですが、漁場漂流・漂着物対策促進事業ということで、大きく2つの事業を行っております。

1つは、漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及等による発生源対策。具体的には、養殖等で使う発泡スチロールを<u>原油に</u>したり、あるいは固形燃料としてリサイクルできないかという技術開発などをやっております。

それから、もう1つは、漂流物等の回収・処理に係る漁業者負担の軽減ということで、漁業者が漂流物を回収・処理する場合に、その費用について助成するということを行っております。 次のページになりますが、漁場復旧対策支援事業。これは東日本大震災の関係で、主に東北3県を中心に支援しておりますが、漁場の中に流れたがれきを回収する際の費用、漁業者が回収したり、あるいは専門業者で大型の機械を使って大きながれきを取るといったことについて、引き続き、支援を行っているところでございます。

それから、5ページ目に水産環境整備事業というのがございますが、左下のほうに水域環境 の保全のためということで堆積物の除去という事業がございます。

水産庁からは以上です。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、経済産業省さん、お願いいたします。

○権藤越境移動管理官 経済産業省でございます。

資料2の別紙1では5番になります。これにつきまして、資料2の別紙2の詳細版の6ページ目を ご覧いただければと思います。

平成18年に環境省におきまして海洋管理者に対して行われました漂流・漂着ゴミアンケートによりますと、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、国内で発生したペットボトルやビン・缶などの、容器包装も含まれるとされておりますので、国内における容器包装廃棄物の排出抑制などを促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策として有効と考えております。

このため、1つ目は、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進であります。家庭などから排出される容器包装廃棄物について、その減量化と資源の有効利用の確保を図るため、消費者、市町村、事業者の適切な役割分担のもとに排出抑制を促進するための措置を講じてまいります。

2つ目は、3Rの普及啓発でございます。毎年10月を「3R推進月間」と位置づけておりまして、 関係8省庁が連携して、普及・広報活動を行っております。

以上でございます。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省水管理・国土保全局さん、お願いいたします。

○野本砂防部保全課海岸室課長補佐 河川におけるごみ問題への取組みということで、資料の7ページにパワーポイントをつけさせていただいておりますけれども、まず、日常の河川管理として、投棄させない環境づくり、重点的な監視、それから、ごみマップなどをつくって、川へのごみ投棄を極力少なくするということをやらさせていただいています。また、治水上の支障となる河道内の樹木等については、維持管理として、計画に位置づけて、計画的な伐採等を行っていると。

それから、地域との連携としまして、水質汚濁防止連絡協議会等を活用して、不法投棄の連絡体制を確認していると。そして、関係機関による合同パトロール等を実施しております。

また、地域の皆さんへの普及・啓発ということで、流域の住民と連携して、ごみマップ等を 活用して、環境教育や清掃活動を実施しております。

以上でございます。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

続きまして、国土交通省港湾局さん、お願いいたします。

○仙崎海岸・防災課広域連携推進官 国土交通省港湾局でございます。

資料は、一覧表のほうはナンバーでいくと7番の海洋における漂着ごみや油の回収という部分で、パワーポイントのほうは8ページのほうでございます。パワーポイントのほうで概要を説明させていただきます。

国土交通省の港湾局では、海洋環境整備船というものを、資料の日本地図に記載がございますように12カ所に配備して、閉鎖性海域の漂流ごみであったり、浮遊油の回収を行っております。27年度も引き続き、これらの海洋環境整備船を適切に運用して、回収を進めてまいりたいと考えております。

それから、海岸省庁の関係のものもあわせて説明させていただきます。

一覧表でいきますと、一番末尾の21番、そして、資料のほうは15ページの災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業でございます。

ポンチ絵で記載しておりますように、1,000<u>m3</u>以上の流木等が漂着した場合にこれらの処理を支援するというものでございまして、補助率2分の1ということで災害関連事業として実施するというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

続いて、気象庁さん、お願いいたします。

○廣澤地球環境業務課課長補佐 気象庁でございます。

気象庁からは、資料2の別紙2の9ページ、簡単でございますけれども、これに基づいてご説明させていただきます。

私どもは海上気象観測船というものを2隻持っておりまして、日本周辺海域から北西太平洋域において海洋を含む気候変動の監視目的で海洋等の観測を行っておりまして、その中で、浮遊プラスチック等の観測を40年近く、もう既に行っております。

対象は、ここに書いてありますように、浮遊プラスチックということで、浮きなどの漁具でありますとか、発砲スチロール、あるいはポリ袋といったようなもの、浮遊しているものを観測船の船上から船員等が目視で観測しております。その結果、こちらの資料の下のほうに記載しておりますように、分布図でありますとか、あるいはその経年変化といったものをホームページで公開しております。

今年度は、27年度の予定に書いてございますように、マイクロプラスチック、最近、いろい

ろと関心が高まっておりますけれども、こちらのほうの採集を試みたいと考えております。 以上です。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。

次に、環境省の海洋<u>関係</u>——ごめんなさい、海上保安庁さんでした。失礼いたしました。申 し訳ありません。

○石塚環境防災課長 海上保安庁ですけれども、総括表でいくと9番、10番になります。

別紙2では10ページということになりますけれども、特定の予算というわけではなくて、各 海上保安部署の全般の活動の中で行っている施策でございまして、1つ目が、一般市民ととも に漂着ゴミ分類調査を行うということでございます。

実績については、26年は65か所、8,449名ということですけれども、特に環境月間、我々も 月間、6月に<u>実施して</u>いまして、そこでは30ヶ所、3,877名の参加ということでございました。

2番目が、大規模漂着状況の原因調査ということで、大量の漂着物が認められた場合には、 地方公共団体等と協力、連携いたしまして、事件捜査の面もございますけれども、原因、排出 源を特定するなどの調査を行いまして、注意喚起、情報提供を行っております。

以上です。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございました。また、先ほどは失礼いたしました。

続きまして、環境省の海洋環境室並びにセンキョクのほうからご報告申し上げます。

○事務局 では、エクセルの一覧表のほうの11番、12番について、ご説明いたします。パワーポイントのほうでは11ページと12ページになります。

まず、11ページからご説明いたします。海岸漂着物等地域対策推進事業ということで、都道 府県等が実施する海洋ごみの回収・処理及び発生抑制対策などの事業に補助金を交付して、支 援するものでございます。

今年度、平成27年度の事業につきましては、27年度当初予算で3.5億円、26年度補正予算で25億円、合わせて28.5億円の予算を措置させていただきました。こちらにより、全国の漂流・漂着・海底ごみ対策が推進されるということをしております。

次の12ページをご覧ください。こちらは漂着ごみ対策総合検討事業、そして、漂流・海底ごみ対策総合検討事業ということで、平成27年度は8,700万円ほど予算措置させていただいております。

こちらに関しましては、まず、例年実施している漂着ごみのモニタリングなどを実施して、

ごみの量や種類といったことを調査してまいりました。また、漂流・海底ごみということで、 沿岸域と沖合域に分けまして、全国の状況把握を実施しております。

こちらにつきましては、参考資料5で平成26年度に実施した調査の結果もつけておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、一覧表のほうに戻りまして、14番からご説明させていただきます。次に、廃ポリタンク等の漂着状況の調査を環境省では実施しております。こちらは、有害な漂着物、例えば、塩酸の入った廃ポリタンクですとか、注射針などの医療系廃棄物、また、鉛が含まれている漁具などに関して、関係する地方公共団体と連携して漂着状況の把握をしております。

次に、15番をご説明いたします。被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査ということで、平成27年度は2億5,800万円措置させていただきました。

こちらは、東日本大震災により生じた津波起源の被災地からの有害物質や海底ごみの調査を 実施しております。加えて、震災によって引き起こされた洋上漂流物に関して、海洋環境等に 係る影響の調査というものを実施してございます。

次に、16番をご説明させていただきます。国立・国定公園海域公園地区指定調査事業及び国立・国定公園の海域適正管理強化事業ということで、1億4,400万円の内数を措置させていただいております。

こちらは、海域の国立公園の保全管理を強化するとともに、海域公園地区の指定を進める事業を実施しております。こちらの中で国立公園等の自然海岸などにおいて、ウミガメや海鳥の繁殖地等の保全のために、漂着ごみの回収など実施しております。これをもって、優れた管理体制を確立したり、効果的な管理手法を導入するといった対策を実施してございます。

- ○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございました。 次に、環境省の廃棄物・リサイクル対策部からご説明申し上げます。
- ○西原廃棄物対策課課長補佐 環境省廃棄物・リサイクル対策部でございます。

総括一覧表のほうは4ページの17番から21番までの5つの事業でございます。それから、別紙 2のほうはまず13ページをご覧いただきたいと思いますけれども、総括の17番になります。

災害等廃棄物処理事業費補助金ということで、別紙2の13ページをご覧いただきたいんですけれども、こちらは災害で発生した廃棄物の処理、運搬、収集、処分に対して補助を行うという事業でございますけれども、災害起因ではない――右側のほうの写真を見ていただきたいんですけれども、災害起因ではなくても、海岸保全区域外の海岸に漂着した大量の漂着ごみの収集、運搬、処分についても補助対象としているということで、こちらの事業のほうを挙げさせ

ていただいております。

それから、続きまして、18番、パワーポイントでいきますと14ページでございますけれども、こちらは循環型社会形成推進交付金ということで、市町村等が廃棄物の処理施設、ごみの焼却場、または最終処分場等を整備するときへの補助対象、交付金ということでございますけれども、その中で、平成22年度から、海岸漂着物に係る除塩施設、それから、破砕切断施設等の海岸漂着ごみを処理するための対象施設についてもこれの補助対象とするということで新たにメニューに加えたというところがございまして、こちらもこの事業のほうを挙げさせていただいているというところでございます。

続きまして、総括表のほうの19から21につきましては、この一覧表のほうで説明させていた だきます。

19、20、21につきましては、リサイクルということで、3R関連の調査業務、検討業務というのを挙げさせていただいております。

19番につきましては、3Rの中でリデュースという、発生抑制というふうなところの関係でございますけれども、容器包装をつくる製造メーカー<u>とかから、</u>容器包装のごみ、廃棄物を発生抑制するために、消費者、製造事業者、小売事業者等によってコンソーシアムを行って、発生抑制に対する検討を行うという事業でございます。

20番はリユースということで、再生利用というところでございますけれども、中古衣類の海外でのリユースの実態調査、あとインターネットオークション等や、また、宅配リユースに関する実態調査等を行って、リユース状況を検討していくというものでございます。

21番はリサイクルというところでございまして、主にこちらでは弁当がらのリサイクルのモデルを検討するというふうな事業のほうを調査業務として行うというところでございます。

以上でございます。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございました。

各省庁さんから多様な施策についてご説明いただきましたが、この件につきまして、ご質問 等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 それでは、次に進まさせていただきます。

それでは、次に、議題の2、海洋ごみの国際的な動向について、事務局からご説明申し上げます。

○事務局 それでは、資料3、海洋ごみに関する国際協力の推進の資料をご覧ください。

まず、一番上、2015年G7首脳宣言に関する国際協力の推進について、ご説明いたします。

こちらは、平成27年6月に行われたG7で合意された首脳宣言において、海洋ごみの文言が盛り込まれまして、この海洋ごみというのが世界的なものであるということが先進国で認識されたものでございます。

参考資料3-1、3-2、3-3というところに細かい抜粋版の資料がございますが、どういったことが書いてあるかと申し上げますと、黒ぽつの2つ目、今後はG7各国がこの首脳宣言に基づいて、以下の4つの優先分野に関して取り組んでいくことになりました。1つ目が、陸域に由来する海洋ごみの発生源対策。2つ目が、海域に由来する海洋ごみの発生源対策。3つ目が、海洋ごみの回収・処理活動。そして、4つ目が教育・研究・普及啓発活動ということで、こういったことに取り組んでいくこととなりました。

関係省庁の皆様方におかれましては、事前にこのG7の首脳宣言を調整する際に<u>各所とのあえ</u> <u>ぎ等</u>もあったとございますので、また引き続き協力して推進していただければなと思っており ます。よろしくお願いいたします。

次に、2番目でございます。日中韓三力国環境大臣会合(TEMMI7)等における取組でございます。

こちらは、平成27年4月に第17回の日中韓三力国環境大臣会合(TEMMI7)というものが開催されまして、その中で、5ヶ年の三カ国による共同行動計画というものが策定されました。その計画の中で、海洋ごみに関するワークショップを開催すること、また、データの共有、各国の政策や経験に関する情報の交換、そういったこが合意されております。

こちらも引き続き推進してまいりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

そして、最後に、こちらは引き続きになりますが、北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) における取組でございます。

NOWPAPとは、日本、韓国、中国、ロシアによる海洋環境保全を目的とした行動計画でございます。こちらのNOWPAPの中で、2007年より、海ごみに関する地域行動計画(RAPMALI)というものに関して取組を進めてございます。このRAPMALIには、各国政府による海洋ごみに関する情報共有やワークショップの開催というものがこれまで行われてまいりました。また、四カ国の関係者が集まって、海岸清掃キャンペーンを実施して、その場所に住んでいる方々も一緒に、普及啓発も兼ねた海洋ごみの清掃を実施してございます。

こちらについても、また引き続き進めてまいりたいと思っておりますので、関係各省の皆様 方におかれましては、引き続き、ご協力をよろしくお願いいたします。 以上でございます。

- ○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございました。 それから、<u>ミズ/</u>さん、何かコメントございますか。よろしいですか。
- ○竹鼻地球環境課事務官 ありがとうございます。

冒頭、三好局長からご説明いただき、また、今、三枝様から詳細な説明があったとおり、先般のG7、エルマウサミットにおきまして、海洋ごみの発生抑制から回収までを包括的に対策を講じていきましょうというコミットメントが首脳レベルで出されました。

昨年度、この成果文書の策定の段階から環境省様を中心に連携いただいてきましたが、今般、では、今後、一体どのような形でフォローアップをするのか、内容を策定する段階に入ります。この具体的な内容に関しましては、当省としても、まだ今月頭にサミットが終わったところですので、今後検討していく段階にはあるんですけれども、この過程で各省の皆様方にご連絡差し上げ、また、ご協力をお願いすることもあろうかと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございました。 今の外務省さんのお話も含めまして、ご質問等ございますか。
- ○仙崎海岸・防災課広域連携推進官 国土交通省港湾局です。すみません、ちょっと一般的な質問かもしれませんけれども、折角の機会ですので質問させていただきます。今回サミットで海洋ごみの問題が取り上げられた、何か特段の背景というか、どこかでこんな事案があったとか、そういうことがあったのかとか、あるいはこの海洋ごみというのは漂流・漂着にかかわらずの問題意識なのかといったところを教えていただければと思います。
- ○竹鼻地球環境課事務官 まず、ドイツが議長国であった年にこの件が議題として挙がったことについてです。

これまで、サミットの中で海洋ごみが取り上げられたのは今年が初めてになります。明確な理由というのは特に挙げられなかったものの、議長国ドイツが環境先進国であるということ、また、背後にあるヨーロッパ諸国において環境問題、特に海洋ごみについて先進的な対策が既に講じられていたことから、首脳レベルの成果にしやすいであろうという考えがあったということを聞いております。

ただ、取り上げ方なんですけれども、海洋ごみにおける、こちらでは漂着を扱っておりますが、サミットにおいてはむしろ、三枝様からもご説明のあった、陸由来ですとか海由来ですと

かのごみのそもそもの発生を抑制するというところに着目されていた向きがあります。我が国のように既に漂着しているごみのほうがむしろ問題であるというのはG7の中ではやや少数であったのかなという印象を受けました。

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 ありがとうございます。よろしいですか。 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(なし)

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 それでは、本日の会議、全て終了いたしました。 全体を通してご質問等があれば、お出しいただければと思います。いかがでございましょう。 よろしいですか。

(なし)

○坂本環境省水・大気環境局海洋環境室長 それでは、次回の会議の日程については、今後、 また皆様方とご相談させていただきながら進めさせていただければと考えております。

それでは、以上をもちまして、第6回海岸漂着物対策推進協議会を終了とさせていただきます。円滑な議事進行にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。お世話になりました。

午後 2時32分 閉会